

砥部町通学バス住民利用実施要綱

平成22年2月26日
教育委員会告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、町民の交通を確保し公共の福祉を図るため、砥部町通学バス運行管理規程（平成22年砥部町教育委員会告示第4号）第2条第4号に規定する者に対し運行する通学バス（以下「通学バス」という。）の住民利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 通学バスを利用できる者は、別表に定める行政区（以下「利用区域」という。）に住所を有し、現に当該住所に居住する者で、教育長の登録を受けた者とする。

(申請)

第3条 通学バスを利用しようとする者は、砥部町通学バス利用者登録申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申請書を受理したときは、住所等の必要な事項について審査し、利用が適当と認めたときは、砥部町通学バス利用者証（様式第2号）（以下「利用者証」という。）を交付するものとする。

(利用者証の再交付)

第4条 前条第2項の規定により教育長から利用者証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、砥部町通学バス利用者証再交付申請書（様式第3号）により教育長に申請し、利用者証の再交付を受けなければならない。

(1) 利用者証を紛失し、又は汚損したとき。

(2) 利用区域内で転居し、又は氏名に変更が生じたとき。

(登録の取り消し)

第5条 教育長の登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消す。

(1) 死亡したとき。

(2) 利用区域外へ転居又は転出したとき。

(3) 住民基本台帳から削除されたとき。

(4) その他教育長が必要と認めるとき。

(利用者証の返還)

第6条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに利用者証を教育長に返還しなければならない。

(1) 前条の規定により登録を取り消されたとき。

(2) 紛失により利用者証の再交付を受けた場合において、紛失した利用者証を発見したとき。

(3) 通学バスを利用する必要がなくなったとき。

(利用料)

第7条 通学バスの住民利用に係る利用料は、無料とする。

(通学バスの運行等)

第8条 通学バスの住民利用は、砥部中学校生徒の人員輸送時に限り利用できるものとし、利用者は通学バスを利用するときは、利用者証を運転手に提示しなければならない。

2 教育長は、学校長の意見を聴き運行計画を定め、砥部中学校通学バス運行計画表（様式第4号）により利用者に周知する。

(利用の制限)

第9条 教育長は、風雪水害等の自然災害及び道路事情の悪化等により、やむを得ないと認めたときは、住民利用をさせないことができる。

2 通学バスの運転手は、次の各号に掲げる場合には利用者の乗車を拒み、又は途中で下車させることができる。

(1) 満員のとき、又は乗車させることが運行上危険であると認めたとき。

(2) 他人に危害を加え、又は甚だしく迷惑をかけるおそれのあるとき。

(3) 旅客自動車運送事業等運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第52条及び第53条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき。

(台帳の整理)

第10条 教育長は、利用者証を交付したときは、通学バス利用者証交付台帳（様式第5号）に記入しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、通学バスの住民利用に関し、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月27日教育委員会告示第13号）

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の砥部町通学バス住民利用実施要綱第3条第2項の規定により交付された砥部町通学バス利用許可証は、この告示による改正後の砥部町通学バス住民利用実施要綱第3条第2項の規定により交付された砥部町通学バス利用者証とみなす。

附 則（平成23年3月28日教育委員会告示第8号）

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の砥部町通学バス住民利用実施要綱の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成31年3月29日教育委員会告示第9号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年8月30日教育委員会告示第9号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第2条関係）

利用区域
川下、川中、川上、立野、二ツ木、千里、万年、満穂、篠谷、玉谷、大内野、中野川、 仙波、多居谷、総津1、総津2、総津3、高市

様式第 1 号

砥部町通学バス利用者登録申請書

年 月 日

砥部町教育委員会教育長 様

住 所 砥部町
申請書
氏 名 (印)

下記のとおり通学バスを利用したいので申請します。

記

利 用 者	住 所	砥部町		
	氏 名	男 ・ 女		申請者との続柄 本人 親族 その他 ()
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
	電 話 番 号	自 宅		
		緊急連絡先		

様式第 2 号

(表)

	砥部町通学バス利用者証	
顔写真	住 所	No.
	氏 名	
上記に記載する者は、砥部町立砥部中学校通学バスを利用できる者であることを証明する。		
砥部町教育委員会教育長 印		
発行日： 年 月 日		

(裏)

<注意事項> 1 運行経路は、高市、総津、仙波、玉谷、満穂、万年、千里口、川中、上ノ山、砥部中学校の往復です。 2 利用するときは事前に広田支所にて予約をしてください。ただし、乗車定員により利用できない場合があります。 3 乗車するときは本証を提示しなければならない。 4 乗車中、本証の提示を求められたときは、いつでも提示しなければならない。 5 本証を他人に譲渡又は貸与してはならない。 6 次のいずれかに該当するときは、本証の再交付申請をしなければならない。 (1) 利用者証を紛失し、又は汚損したとき。 (2) 住所又は氏名に変更が生じたとき。
--

様式第3号

砥部町通学バス利用者証再交付申請書

年 月 日

砥部町教育委員会教育長 様

住 所 砥部町

申請書

氏 名



下記のとおり利用者証の再交付を申請します。

記

再交付の理由		1. 紛失、汚損 2. 氏名・住所の変更			
利 用 者	住 所	新			
		旧			
	氏 名	新		男 ・ 女	申請者との続柄 本人 親族 その他 ()
		旧			
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)			
	電 話 番 号	自 宅			
		緊急連絡先			

様式第 4 号 省略

様式第5号

砥部町通学バス利用者証交付台帳

[illegible]